

令和 2 年 度

補 正 予 算 書

和歌山県紀の川市

目 次

令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第11号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

令和 2 年 度

紀の川市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度紀の川市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89,807千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,483,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月31日

紀の川市長 中村 慎 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		288,000	△5,027	282,973
	1. 地方揮発油譲与税	68,000	141	68,141
	2. 自動車重量譲与税	204,000	△5,746	198,254
	3. 森林環境譲与税	16,000	578	16,578
3. 利子割交付金		19,000	△9,617	9,383
	1. 利子割交付金	19,000	△9,617	9,383
4. 配当割交付金		36,000	563	36,563
	1. 配当割交付金	36,000	563	36,563
5. 株式等譲渡所得割交付金		30,000	11,364	41,364
	1. 株式等譲渡所得割交付金	30,000	11,364	41,364
6. 法人事業税交付金		34,000	△465	33,535
	1. 法人事業税交付金	34,000	△465	33,535
7. 地方消費税交付金		1,300,000	△55,018	1,244,982
	1. 地方消費税交付金	1,300,000	△55,018	1,244,982
8. ゴルフ場利用税交付金		24,000	601	24,601
	1. ゴルフ場利用税交付金	24,000	601	24,601
9. 環境性能割交付金		27,000	△2,424	24,576
	1. 環境性能割交付金	27,000	△2,424	24,576
11. 地方交付税		10,441,006	△14,149	10,426,857
	1. 地方交付税	10,441,006	△14,149	10,426,857
12. 交通安全対策特別交付金		5,000	△1	4,999
	1. 交通安全対策特別交付金	5,000	△1	4,999
15. 国庫支出金		11,151,770	△29,134	11,122,636
	2. 国庫補助金	8,528,364	△29,134	8,499,230

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22.市債		1,788,700	13,500	1,802,200
	1.市債	1,788,700	13,500	1,802,200
補正されなかった款項にかかる額		12,428,620		12,428,620
歳入	合計	37,573,096	△89,807	37,483,289

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		10,841,636	△29,807	10,811,829
	1. 総務管理費	10,282,695	△29,807	10,252,888
13. 予備費		180,000	△60,000	120,000
	1. 予備費	180,000	△60,000	120,000
補正されなかった款項にかかる額		26,551,460		26,551,460
歳出合計		37,573,096	△89,807	37,483,289

第2表 繰越明許費補正

廃止

款	項	補正前		補正後		備考
		事業名	金額	事業名	金額	
2. 総務費	1. 総務管理費	マイナンバー カード普及 促進事業	29,134千円	マイナンバー カード普及 促進事業	— 千円	繰越事業が国庫補助金の対象外と判明

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	千円 37,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 140,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 141,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
清掃施設整備事業	30,300	〃	〃	〃	29,500	〃	〃	〃

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 整備事業	千円 319,300	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、又は繰 上償還若しくは低 利に借換えするこ とができる。	千円 319,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政 の都合により据置 期間及び償還期限 を短縮し、又は繰 上償還若しくは低 利に借換えするこ とができる。
河川整備事業	22,300	〃	〃	〃	20,600	〃	〃	〃
住宅整備事業	17,000	〃	〃	〃	14,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	59,900	〃	〃	〃	56,900	〃	〃	〃
小学校施設整備事業	66,100	〃	〃	〃	64,100	〃	〃	〃
中学校施設整備事業	79,900	〃	〃	〃	77,100	〃	〃	〃

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健体育施設 整備事業	千円 40,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 39,500	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共土木施設 災害復旧事業	34,800	〃	〃	〃	23,700	〃	〃	〃